

■仕様基準の審査を要する場合に建築確認申請手数料に加算する額

(単位：円)

区分		床面積	加算手数料
住宅部分	① 一戸建ての住宅	200㎡未満	19,000
		200㎡以上	21,000
	② 共同住宅等	300㎡未満	34,000
		～2,000㎡未満	62,000
		～5,000㎡未満	119,000
		～10,000㎡未満	170,000
		～25,000㎡未満	308,000
		～50,000㎡未満	500,000
		50,000㎡以上	881,000

・仕様基準 … 建築物省エネルギー法施行規則第2条第1項第1号に掲げる基準

・複合建築物（兼用住宅含む）は適合性判定が必要です。

■特定建築行為である場合に完了検査手数料に加算する額

(単位：円)

区分		床面積	検査加算手数料
住宅部分	① 一戸建ての住宅		4,500
	② 共同住宅等	300㎡未満	9,000
		～2,000㎡未満	19,000
		～5,000㎡未満	43,000
		～10,000㎡未満	78,000
		～25,000㎡未満	125,000
		～50,000㎡未満	189,000
		50,000㎡以上	286,000
	③ 非住宅部分	300㎡未満	9,000
		～1,000㎡未満	17,000
		～2,000㎡未満	28,000
		～5,000㎡未満	85,000
		～10,000㎡未満	134,000
		～25,000㎡未満	169,000
		～50,000㎡未満	211,000
		50,000㎡以上	296,000

・特定建築行為 … 建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為

・床面積 … 確認申請に係る床面積の合計（変更申請は変更に係る部分の床面積の1/2）

・共同住宅等 … 共同住宅、長屋、その他の一戸建て住宅以外の住宅

・一戸建ての住宅 … 単位戸数が1の兼用住宅を含みます。（兼用住宅は複合建築物のため、手数料は①+③となります）

・複合建築物の手数料は③で算定した額に①又は②で算定した額を加算した合計額となります。